



山形県公報

平成20年1月29日(火)
第1912号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                          |                      |     |
|--------------------------|----------------------|-----|
| 救急病院等の告示.....            | (健康福祉企画課) ...        | 85  |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可..... | (都市計画課) ...          | 86  |
| 道路の区域の変更.....            | (村山総合支庁西村山建設総務課) ... | 同   |
| 同.....                   | (同) ...              | 87  |
| 道路の区域の決定.....            | (同) ...              | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....          | (同) ...              | 同   |
| 同.....                   | (同) ...              | 88  |
| 県道の供用の開始.....            | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....            | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同   |
| 同.....                   | (同) ...              | 同   |
| 一般国道の供用の開始.....          | (同) ...              | 89  |
| 県道の供用の開始.....            | (同) ...              | 同   |
| 土砂災害警戒区域の指定.....         | (河川砂防課) ...          | 同   |
| 同.....                   | (同) ...              | 91  |
| 同.....                   | (同) ...              | 92  |
| 同.....                   | (同) ...              | 94  |
| 土砂災害特別警戒区域の指定.....       | (同) ...              | 98  |
| 同.....                   | (同) ...              | 100 |
| 同.....                   | (同) ...              | 同   |
| 同.....                   | (同) ...              | 102 |
| 開発行為に関する工事の完了.....       | (村山総合支庁建築課) ...      | 106 |
| 道路の位置の指定.....            | (置賜総合支庁建築課) ...      | 同   |

### 公 告

|                                                     |                   |     |
|-----------------------------------------------------|-------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                             | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同   |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....                       | (庄内総合支庁農業振興課) ... | 107 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....                                   | (置賜総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 同.....                                              | (庄内総合支庁建築課) ...   | 110 |
| 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に<br>関する公告..... | (出納局) ...         | 113 |

## 告 示

### 山形県告示第73号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                  | 所 在 地          | 認 定 期 間                     |
|----------------------|----------------|-----------------------------|
| 山形市立病院済生館            | 山形市七日町一丁目3番26号 | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 公立学校共済組合<br>東北中央病院   | 同 和合町三丁目2番5号   | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院  | 同 桜町2番68号      | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院 | 同 桜町7番44号      | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 吉岡病院                 | 天童市東本町三丁目5番21号 | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 北村山公立病院              | 東根市温泉町二丁目15番1号 | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 米沢市立病院               | 米沢市相生町6番36号    | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 財団法人三友堂病院            | 同 中央六丁目1番219号  | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 医療法人舟山病院             | 同 駅前二丁目4番8号    | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |
| 鶴岡協立病院               | 鶴岡市文園町9番34号    | 平成20年2月1日から<br>平成23年1月31日まで |

## 山形県告示第74号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番1
- 3 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 4 変更認可の年月日  
平成20年1月29日

## 山形県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間          | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長        |
|-------------------------------|------------|------|------------------------|------------|
| 西村山郡朝日町大字上郷字川ノ上165番 1 から<br>同 | 2051番 1 まで | 旧    | 22.2 メートル<br>と<br>12.0 | メートル<br>78 |
| 同                             | 上          | 新    | 24.0 メートル<br>と<br>12.0 | 同 上        |

## 山形県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|-------------------------------|-------------------|------|------------------------|---------------|
| 西村山郡朝日町大字宮宿字前田沢324番 4 から<br>同 | 大字和合字小笹1822番 5 まで | 旧    | 32.0 メートル<br>と<br>11.0 | メートル<br>1,700 |
| 同                             | 上                 | 新    | 63.0 メートル<br>と<br>19.0 | 同 上           |

## 山形県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 貫見間沢線
- 3 敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間         | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字北山814番12から<br>同 | 795番 6 まで | 40.0 メートル<br>と<br>4.0 | メートル<br>918 |

## 山形県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字上郷字川ノ上165番 1 から  
同 2051番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 1月29日

## 山形県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字宮宿字前田沢324番4から  
同 大字和合字小笹1822番5まで
- 3 供用開始の期日 平成20年1月29日

## 山形県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字北山814番12から  
同 795番6まで
- 3 供用開始の期日 平成20年1月29日

## 山形県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|-------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 酒田市北青沢字大俣国有林1053林班わ9小班から<br>同 ち小班まで | 旧    | 24.0メートル<br>10.0 | メートル<br>663 |
| 同 上                                 | 新    | 31.0メートル<br>10.0 | 同 上         |

## 山形県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石酒田停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|----------------------------------------|------|-------------------|------------|
| 酒田市漆曽根字名子割61番 4 から<br>同 曙町二丁目117番 1 まで | 旧    | 32.2 メートル<br>19.0 | 41<br>メートル |
| 同 上                                    | 新    | 34.6 メートル<br>19.0 | 同 上        |

## 山形県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市北青沢字大俣国有林1053林班わ9小班から  
同 ち小班まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 1月29日

## 山形県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年1月29日から同年2月12日まで縦覧に供する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 生石酒田停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市漆曽根字名子割61番 4 から  
同 曙町二丁目117番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 1月29日

## 山形県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる<br>自然現象の種類 |
|-------------|----------|-------------------------|
| 裏の沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 子産沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 上大滝沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 大滝沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 八峯沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |
| 畑倉沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                     |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 柰沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 塩水沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 今平沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 沢ノ上沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 本町   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西町 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 西町 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮宿 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮宿 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 助ノ巻  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新宿 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新宿 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新宿 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新宿 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高田 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高田 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 5 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 6 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 7 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 8 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 9 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 山屋10  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋11  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋12  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋13  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イシウ 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 常盤    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須ノ瀬 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須ノ瀬 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大滝 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大滝 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松原    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上方    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 李田沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 伏熊沢  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 三平浦沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 深沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大坂   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| おかし沢 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 市の沢  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤田 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤田 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 裏山   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 顔好甲  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 用    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松保   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 中田 4        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中田 - 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中田 - 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中田 6        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 油沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 北蔵川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中田 3        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |



|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 中田 2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中田 5    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 村上      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 村上川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 由良沢 1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 由良沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 由良沢 3   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 由良沢 4   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 町田      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 4     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 5     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 楮 6     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 荒沢川 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 荒沢川 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金峰沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金峰沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 金峰沢 - 3 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 荒沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒沢 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滝野本     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 横路 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 4 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 4 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前沢        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上の山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 越沢 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 越沢 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小名部 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 市条二区 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 市条二区 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 小平 1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺田 6        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺田 5        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 寺田 4        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 寺田 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺田 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺田 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平沢 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平沢 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平沢 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下黒川      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 4     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 5     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 家ノ前      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 女殺沢川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 貝沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小屋淵川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 芦沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 塚沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 中台       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 法木 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 勝浦 2 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法木 1 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法木 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野手南       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁枚田 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野手南 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石鉢山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三ヶ沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺田        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 3 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 3 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 大沢 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大沢 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 盛沢 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 盛沢 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大道東 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大道東 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下黒川 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下黒川 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上黒川     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上黒川 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐渡      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中道      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂ノ下     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ下 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ下 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤剥      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小屋淵 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小屋淵 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 家ノ前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 家ノ前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 李代      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 貝沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 南ノ前田 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南ノ前田 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中台       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第89号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 裏の沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上大滝沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 畑倉沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 空沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 塩水沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 沢ノ上沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 本町            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 西町 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 西町 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮宿 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宮宿 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 助ノ巻           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 新宿 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 新宿 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 新宿 3          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 新宿 4          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 高田 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 高田 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 4  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 5  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 6  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 7  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 8  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋 9  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋10  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋11  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋12  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山屋13  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 滑田    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田中 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| イシウ 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 常盤    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須ノ瀬 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須ノ瀬 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大滝 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 大滝 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松原   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上方   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 伏熊沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 三平浦沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大坂            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 市の沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 藤田 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 藤田 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 裏山            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 顔好甲           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 用             | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 松保            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに大江町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘



| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 中田 4          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 6          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 中田 5          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 村上            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 村上川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 由良沢 1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 由良沢 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 由良沢 3         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 由良沢 4         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 町田            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 1           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 2           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 3           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 4           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 5           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 楮 6           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 荒沢川 - 1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 荒沢            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 荒沢 2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 滝野本       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 横路 - 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小岩川 4 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 前沢        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上の山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 越沢 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 越沢 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小名部 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第92号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 市条二区 2        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 市条二区 1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 小平 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 寺田 4     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺田 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 寺田 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平沢 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 下黒川      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 1     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 2     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 3     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 新出 5     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 女殺沢川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 貝沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 小屋淵川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 芦沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 塚沢       | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 法木 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村 1 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 勝浦 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 法木 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 法木 1 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野手南       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁枚田 3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 野手南 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石鉢山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大畑山       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山谷 - 5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 三ヶ沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺田        | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 2 - 4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 3 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 3 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 道ノ上 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大沢 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大沢 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 盛沢 - 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 盛沢 - 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 大道東 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大道東 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下黒川 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下黒川 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上黒川      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上黒川3     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐渡       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中道       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂ノ下      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ下 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ下 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ前 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 村ノ前 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤剥       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小屋淵 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小屋淵 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 家ノ前 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 家ノ前 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 李代       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 貝沢       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 南ノ前田 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中台       | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

## 山形県告示第93号

次の開発行為は、完了した。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年1月9日 指令村総建第5025号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字根際字五宮2169 - 2の一部  
( 嶋ノ前土地区画整理事業施行地区内38街区7、38街区8 )
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡山辺町大字根際247番地  
武田 義文

## 山形県告示第94号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第286号
- 2 指定の場所 長井市新町1243番47
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長44.33メートル
- 4 指定年月日 平成20年1月21日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 かがやき
  - (2) 代表者の氏名  
清野 和男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
上山市高野字高野原110番地の5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く小学・中学・高等学校生徒・教員に対して、表現活動に関するワークショップの普及・啓発事業および芸術活動発表の支援事業と芸術鑑賞の提供事業を行う。これらの事業をとおして、自己啓発・自己発見を促し、健康的な日常生活を送り、コミュニケーション能力を高め、将来に向かって積極的で活気ある青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
余目町農業協同組合  
東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
東田川郡庄内町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- (4) 承認年月日  
平成19年 6月 7日
- 2 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
庄内たがわ農業協同組合  
鶴岡市上藤島字備中下3番の1
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
鶴岡市並びに東田川郡三川町及び同郡庄内町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- (4) 承認年月日  
平成19年 6月 7日
- 3 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
庄内みどり農業協同組合  
酒田市曙町一丁目1番地
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
酒田市及び飽海郡遊佐町における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地信託等事業
- (4) 承認年月日  
平成19年 6月21日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                                |                                                |                                                |                                                | 金摘要    |                                                |     |
|--------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------|-----|
|              |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を<br>超え<br>153,000円<br>以下の者 | 収入が<br>153,000円<br>を<br>超え<br>178,000円<br>以下の者 | 収入が<br>178,000円<br>を<br>超え<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が<br>200,000円<br>を<br>超え<br>238,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>238,000円<br>を<br>超え<br>268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパート3号  | 米沢市大田町五丁目1-10      | 2DK  | 60.3                          | 2    | 一般用 | 19,500                  | 23,600                                         | 27,900                                         | 32,300                                         | 37,200                                         | 42,800 | 3月分の家賃に相当する額                                   | 単身可 |
| 同            | 同                  | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                  | 29,000                                         | 34,300                                         | 39,600                                         | 45,700                                         | 52,500 |                                                |     |
| 同 春日アパート1号   | 同 春日五丁目2-43        | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 15,900                  | 19,200                                         | 22,800                                         | 26,300                                         | 30,300                                         | 34,800 |                                                |     |
| 同 3号         | 同                  | 同    | 75.6                          | 1    | 同   | 25,800                  | 31,300                                         | 37,000                                         | 42,700                                         | 49,300                                         | 56,600 |                                                |     |
| 同 中田第二アパート1号 | 同 中田町901-2         | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 13,200                  | 16,000                                         | 18,900                                         | 21,900                                         | 25,300                                         | 29,000 |                                                |     |
| 同 2号         | 同                  | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,700                  | 16,600                                         | 19,600                                         | 22,700                                         | 26,200                                         | 30,100 |                                                |     |
| 同 米沢中央アパート   | 同 中央七丁目5-77        | 同    | 68.7                          | 1    | 同   | 22,000                  | 26,700                                         | 31,600                                         | 36,500                                         | 42,200                                         | 48,400 |                                                |     |
| 同 小出アパート1号   | 長井市台町3-1           | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,800                  | 16,800                                         | 19,800                                         | 22,900                                         | 26,500                                         | 30,400 |                                                |     |
| 同 小国アパート1号   | 西置賜郡小国町大字兵庫灌漑3-3-9 | 同    | 58.0                          | 3    | 同   | 13,000                  | 15,700                                         | 18,600                                         | 21,500                                         | 24,800                                         | 28,500 |                                                |     |
| 同 飯豊アパート     | 同 飯豊町大字萩生3893-3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 15,100                  | 18,300                                         | 21,600                                         | 25,000                                         | 28,800                                         | 33,100 |                                                |     |



（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年2月4日から同月8日まで（ただし、郵送の場合は、平成20年2月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成20年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                         |                                         |                                         | 敷金     | 摘要           |                                         |
|-------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|--------------|-----------------------------------------|
|             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え、<br>153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え、<br>178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え、<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え、<br>238,000円<br>以下の者 |        |              | 収入が238,000円<br>を超え、<br>268,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパート4号B | 鶴岡市美原町18-3       | 3DK  | 79.4                          | 1    | 一般用 | 21,800                  | 26,500                                 | 31,300                                  | 36,100                                  | 41,700                                  | 47,900 | 3月分の家賃に相当する額 |                                         |
| 同城南アパート1号A  | 同城南町9-34         | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,900                  | 23,000                                 | 27,200                                  | 31,400                                  | 36,200                                  | 41,600 |              |                                         |
| 同城南アパート1号B  | 同                | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,400                  | 23,600                                 | 27,900                                  | 32,200                                  | 37,200                                  | 42,700 |              |                                         |
| 同城南アパート2号B  | 同9-30            | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,400                  | 23,600                                 | 27,900                                  | 32,200                                  | 37,200                                  | 42,700 |              |                                         |
| 同川南アパート1号   | 酒田市若宮町二丁目1-1     | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,800                  | 19,100                                 | 22,600                                  | 26,100                                  | 30,200                                  | 34,700 |              | 単身可                                     |
| 同川南アパート2号   | 同1-2             | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,900                  | 19,300                                 | 22,900                                  | 26,400                                  | 30,500                                  | 35,000 |              | 単身可                                     |
| 同こがねアパート1号  | 同こがね町一丁目21-1     | 3DK  | 63.5                          | 1    | 同   | 17,500                  | 21,200                                 | 25,100                                  | 29,000                                  | 33,500                                  | 38,500 |              |                                         |
| 同東泉アパート2号A  | 同東泉町四丁目15-22     | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,600                  | 22,600                                 | 26,700                                  | 30,800                                  | 35,600                                  | 40,900 |              |                                         |
| 同東泉アパート3号B  | 同                | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 19,300                  | 23,500                                 | 27,800                                  | 32,000                                  | 37,000                                  | 42,500 |              |                                         |
| 同鳥海アパート1号B  | 同富士見町三丁目2-118    | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,000                  | 27,900                                 | 33,000                                  | 38,100                                  | 44,000                                  | 50,500 |              |                                         |
| 同余目アパートA    | 東田川郡庄内町余目字大塚93-1 | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 20,100                                 | 23,700                                  | 27,400                                  | 31,700                                  | 36,300 |              |                                         |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年2月5日~同月12日まで(土・日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成20年3月下旬

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成20年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成21年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成20年 1月29日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人にあっては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあっては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあっては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 取扱いメーカー一覧表

ヘ 代理店・特約店証明書

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 社会保険・労働保険加入状況一覧表

ヲ 協定書（共同企業体が申請する場合に限る。）

## (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認められたときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成21年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する場合は、規則第125条第1項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。